

有料老人ホームの変更届等について

・有料老人ホームの変更届については、老人福祉法第29条第2項の規定により、変更の日から1月以内に届出が必要です。介護付有料老人ホーム((介護予防)特定施設入居者生活介護)の場合は、別途介護保険法による変更届が必要ですので、変更の日から10日以内に届出してください。

・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律(住まい法)上の変更届を行う必要はありますが、老人福祉法上の届出(設置届、変更届、休廃止届)の条文は適用されません(住まい法第23条)。届出が必要な変更かどうかの詳細は、住宅政策課(072-674-7525)へお問い合わせください。

<届出が必要な変更内容と、提出書類>

変更内容	提出書類
施設の名称及び所在地 ※住居表示の変更以外の場合は変更前にご相談ください。	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、図面(位置図、各階平面図)、重要事項説明書、入居契約書
設置者の名称及び所在地 ※①	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、法人の履歴事項全部証明書(写し)、重要事項説明書、入居契約書
法人代表者の氏名 ※住所変更の場合は届出不要	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、法人の履歴事項全部証明書(写し)、経歴書、重要事項説明書
管理者の氏名 ※住所変更は届出不要	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、経歴書、重要事項説明書
施設において供与される介護等の内容	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、管理規程、重要事項説明書
建物の規模及び構造、設備 ※入居者処遇に大きく影響する場合は変更前にご相談ください	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、図面(変更前後)、重要事項説明書
建築確認を受けたことを証する書類	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、建築確認を受けたことを証する書類(変更後のもの)
直近の事業年度の決算書	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、直近の事業年度の決算書(変更後のもの)
施設の運営の方針	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、施設の運営の方針(変更後のもの)
入居定員及び居室数 ※②	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、管理規程、重要事項説明書
職員の配置の計画	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、職員の配置の計画(変更後のもの)
入居一時金・利用料その他入居者の費用負担額 ※入居一時金については変更前にご相談ください	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、管理規程、重要事項説明書、入居契約書
保全措置の内容	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、重要事項説明書、入居契約書
一時金の返還に関する契約の内容	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、重要事項説明書

	書、入居契約書
長期の収支計画	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、長期の収支計画(変更後のもの)
入居契約書の内容	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、入居契約書
重要事項説明書の内容	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、重要事項説明書
併設施設(事業所)の状況	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、図面(変更前後。構造の変更を伴わない場合は現況の図面のみ提出)、重要事項説明書
施設の電話番号、FAX番号、メールアドレス	老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))、重要事項説明書
施設の廃止・休止 ※③	老人福祉法に規定する老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出(認可申請)書(様式第一号(八))
施設の再開 ※④	有料老人ホーム事業再開届、有料老人ホームの設置の届出に係る記載事項(付表第一号(三))

※①住宅型有料老人ホームの事業譲渡による変更は変更届ではなく、新規設置に準じた取り扱いとするため、事前相談が必要です。また、介護付については、廃止届・新規指定が必要となりますが、手続きに時間がかかります。事前にご相談ください。

※②特定施設については事前協議が必要です。長寿介護課(072-674-7167)へご相談ください。

※③廃止・休止予定日の1月前までに届け出てください。

※④再開後、1月以内に届け出てください。